

岩手県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和7年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人稲泉会	西磐井郡平泉町平泉 字片岡69番地 7	平泉町ふくしの里デ イサービスセンター	慶泉荘デイサービス センター	西磐井郡平泉町平泉 字片岡69番地 7	令和元年 9 月 1 日